

鳥取県国民健康保険運営方針に係るパブリックコメントの実施結果について

平成29年12月18日

医療指導課

鳥取県国民健康保険運営方針について県民からパブリックコメントを募集したところ、下記のような意見が寄せられました。

記

- 1 募集期間 平成29年11月21日～12月8日（18日間）
- 2 意見総数 延べ137件※（88名、1団体）
- 3 応募のあった主な意見及び対応方針

項目	主な意見	県の対応方針
医療費及び財政の見通し	一般会計の繰入を解消・削減に努めるとの記述は削除すべき。	・国保財政を安定的に運営するために、原則として支出を保険料と公費で賄う必要があり、決算補填目的の一般会計繰入は段階的に解消・削減に努めることとする。
	財政安定化基金の交付要件について、災害などに限定せず、幅広く活用できるようにすべき。	・交付要件に「その他特別事情」を明記し、被保険者の生活への影響の程度を勘案することとしている。
	保険料（税）が引き上げとならないよう、県も一般会計から法定外繰入を実施すべき。	・県は既に法定の負担をしており、これ以上の保険料抑制の負担は考えていない。
納付金及び標準的な保険料（税）の算定方法	保険者間における地域格差（一人当たり医療費、保険料）をなくすべき。	・現実として、市町村間で医療費水準、収納率等が異なるなど様々な課題がある。市町村と引き続き協議していく。
	保険料の引き上げには反対である。	・医療費適正化の取組を通じて、医療費の抑制を図るとともに、被保険者への影響を考慮して、激変緩和措置を講じることとしている。
	保険料算定の資産割は固定資産税との二重課税であり、多くの矛盾点があるので廃止すべき。	・資産割の取扱いは、保険料を決定する市町村の判断となる。
保険料（税）の徴収の適正実施	収納対策を強化すべき。	・保険料の適正徴収は国保の安定的な財政運営に不可欠で、収納率目標を設定し、研修の充実、先進事例の横展開を図ることとしている。
	収納率の向上を自治体間で競争させるようなやり方は不適當である。	・保険料の適正徴収は国保の安定的な財政運営に不可欠で、収納の適正な推進を図ることとする。
医療費適正化の取組	後発医薬品を普及促進すること。	・一層の促進、使用割合の向上を目指す。
	レセプトの患者名、病名、その受診動向は個人情報であり、保険者が閲覧・活用すべきでない。個人情報の管理には細心の注意が必要な旨を記述すべき。	・診療報酬の適正な支払を確保するために、保険者が個人のレセプトを点検することは必要である。 ・個人情報の管理に係る細心の注意については、運営方針に明記する。
市町村が担う事務の標準化の推進	保険料の減免、一部負担金の減免、保険給付の差し止めなど、市町村が住民の生活実態を見ながら決めるべきなので、統一事項から外すこと。	・事務処理の効率化、市町村間の異動時に国保事務の違いにより混乱が生じないなどの効果があり、市町村の合意を得ながら統一を進めているものである。
	医療費通知が個人宛でなく、世帯主に送られ、個人のプライバシーが守れないので県が指導すべき。	・個人のプライバシーに配慮し、平成30年から個人ごとに通知を発行することとしている。